

官報

号外
平成三十一年三月二日

○第百九十八回 衆議院會議録 第九号

平成三十一年三月二日(土曜日)

議事日程 第五号

平成三十一年三月二日

午前零時十分開議

第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)

第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)

第三 平成三十一年度政府関係機関予算

第四 地方税法等の一部を改正する法律案(前会の続)

第五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出)

第六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出)

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)
日程第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)
日程第三 平成三十一年度政府関係機関予算(前会の続)
日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出)

日程第六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出)

日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前零時十二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)

日程第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)

日程第三 平成三十一年度政府関係機関予算(前会の続)

○議長(大島理森君) 日程第一、平成三十一年度一般会計予算、日程第二、平成三十一年度特別会計予算、日程第三、平成三十一年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

討論を継続いたします。もとむら賢太郎君。
○もとむら賢太郎君登壇
○もとむら賢太郎君 社会保障を立て直す国民会議のもとむら賢太郎です。

平成三十一年度予算案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

一月、二月になると、地元相模原市から小学生が国会見学にやってきます。そこで子供たちに国会の役割は何だと思えますかと質問すると、子供たちは予算と法律をつくらんと答えてくれます。更に話してみると、自分たちも消費税を払っている納税者だという意識を持っている子もいます。子供たちに恥じない、未来につながる予算編成を私たち政治家はしなければならぬ、そう思っています。

さて、そう思ったとき、平成三十一年度予算案は果たして未来につながる予算編成となっているでしょうか。残念ながら、私にはそう思えません。

通常国会冒頭の代表質問で我が会派の野田佳彦代表が指摘したように、昨年十一月の財政審建議は、平成を、常に受益拡大と負担軽減、先送りを求めるフリーライダーのゆがんだ圧力に財政政連

営があらがい切れなかつた時代と総括していただきます。

当初予算として初めて一般会計総額が百兆円の大台を超える平成三十一年度予算案の歳出膨張の要因は、消費税増税対策と称するばらまき予算です。

私は、社会保障の充実、安定のため、前提となる諸条件さえ整えば、国民皆様に御理解をいただきながら、消費税を増税することをやむを得ないと考えています。しかし、安倍政権は、参議院の定数六増や社会保障改革の立ちおくれなど、国民との約束を明らかにたがえており、到底、消費税の前提条件が整ったとは言えません。

その上、ばらまき予算の象徴である、キャッシュレス決済でのポイント還元策は、対象商品や購入店舗、購入手段によって、実質的に三、五、六、八、一〇%の複数税率を生み出し、店頭での混乱を懸念される上、カードを持ってない高齢者や子供たちには恩恵が及ばないという、致命的な不公平を生む愚策であります。

この大盤振る舞いのポイント還元策は来夏の東京オリンピックまで終了するため、その時点での実質的な大幅増税によって、オリンピック後の不景気、いわゆるオリンピックの崖に転落する懸念もあります。

まして、将来不安の解消や社会保障の充実、財政再建のため増税もやむを得ないと理解してくださったという国民にとり、政府への不信が増幅されることにつながります。

消費税財源の使途を変更して実施することになった幼児教育無償化は、一昨年の総選挙直前に安倍総理が、突如、独断で決めた経緯があり、待機児童対策や保育の質の確保に関する議論が置き去りにされています。

特に、子育てや保育、幼児教育について直接責任を持つ地方自治体との間で、政策的な意見交換が十分行われた形跡はありません。まして、国の都合で、財源負担の半分を事後的に地方にツケ回

先ほども申し上げましたが、統計偽装を通じて、アベノミクスの失敗は国民の誰もが知る明白な事実であり、消費税率引上げを行う景気、経済環境には全くなっていない。政府自身、今もデフレ脱却宣言を発することができず、政府が公表を渋る実質賃金は野党試算ではマイナスです。こうした経済状況で消費税率を上げれば、GDPの約六割を占める個人消費は冷え込み、企業は利益を内部留保、そうして景気は低迷し、国民生活が更に追い詰められるのは、消費税率を五%から八%に引き上げたときと同様、火を見るより明らかであります。

それでは、以下、法案の反対理由を申し述べます。

まず、住宅ローン減税についてです。住宅購入時における消費税反動減対策は、住宅ローン減税のほかにも、すまい給付金の拡充、次世代住宅ポイント制度の創設など、想定される反動減の予測を上回る対策が多額の税金によって実施されると言わざるを得ません。人口減少、空き家増加のこの時代、住宅ローン減税による持家促進の経済効果は低下しています。

また、国税庁が住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税の申告誤りを多数見落としていたことが昨年末に発覚しました。それだけ住宅ローン減税など住宅取得促進税制の乱発による複雑化と税務当局の体制不備は問題です。

次に、税制改革の大きな目的は、所得再分配機能の強化です。しかしながら、金融所得課税、資産課税など、真に担税力のある高所得者、富裕層への課税強化が、昨年に続いて、本法案には盛り込まれていません。

選挙前は課税強化には一切手をつけまいという安倍政権の富裕層向けにこそくなく考えが見え見えです。金融所得課税の強化に着手しなければ、国民生活の格差はますます拡大するばかりであります。

次に、法人課税についてです。

二〇一七年六月五日の衆議院決算行政監視委員会では、研究開発税制について、特定の業界、法人に偏っている状況を見直すべきであると議決されましたが、今回の見直しでは、大企業が対象となったまま、業種も限定していません。この税制は、大企業の節税対策の抜け道となっており、内部留保を助長しています。法人税の減税を続けている中で、更に控除を継続するというのは、大企業優遇でしかありません。対象を中小企業に限定すべきです。

ベンチャー企業の税額控除の上限を四〇%に引き上げる点について、ベンチャー企業は設立後しばらく赤字のところが多く、この研究開発税制はそうしたベンチャー企業には税額控除の効果が小さくなるという財務金融委員会での我が会派の議員の指摘に対して、財務省政府参考人もこれを認める答弁をしました。再見直しが必要であります。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例を延長する理由として、政府は、現下の経済情勢等を踏まえたとしていますが、それは、中小企業にとつて今の経済情勢はよくないということをみずから認めていることにほかなりません。そんな中で消費税増税ができるとは到底思えません。

法人課税において真つ先に着手しなければならぬのは、利益を内部留保する企業に対して、人件費や設備投資などへの支出を促進する税制の導入です。今回の改正案には、そういう税制や制度の見直し盛り込まれていません。

次に、輸出時における消費税還付金制度も大きな問題です。消費増税すれば、その分、還付金額もふえます。輸出企業のみには恩恵があり、そのしわ寄せは下請企業に、さらには、税収減となる政府、最終的には国民の損失につながるのです。消費税還付金は形を変えた輸出企業への補助金であるという意見もあるこの問題について早急に検討し、制度改正の手を打つべきであります。

このように、今回の所得税法等の一部を改正する法律案は、税制の適正な改正、見直しとは言えず、増税はほぼなく、控除期間の延長や控除額の上限引上げ、法人税の軽減税率特例など、一部の企業、団体や個人を優遇するための税制改正ばかりです。つまり、これは、四月の統一地方選挙、七月の参議院選挙前の、選挙対策のためのばらまき税制と言わざるを得ません。

以上、消費増税を前提とした所得税法等の一部を改正する法律案に反対する理由を述べました。真つ当な政治、真つ当な税制を目指す立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、良識ある多くの議員の皆様を御賛同を切に願ひ、反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 浅野哲君。

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。私は、会派を代表し、また、日々懸命に働き、税金を納めている方々の思いを代弁するつもりで、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

少子高齢化が進む我が国は、グローバル化の進展による熾烈な国際競争の中にあつて、技術革新への対応のおくれや労働力人口の減少、社会保障費の増大など、さまざまな困難に直面しています。このようなか、国民生活はどうでしょうか。この最近で統計データへの信頼が著しく低下していますが、本来、数字はうそをつきません。

自民党が与党に戻つてから、実質賃金は五%近く低下をしています。また、働く女性や高齢者がふえているにもかかわらず、GDPの民間最終消費支出は、二〇一三年に二百九十一・七兆円だったものが二〇一八年になつても二百九十二兆円と、ほとんどふえていないことなどを踏まえれば、アベノミクスによつて国民一人当たりの生活

レベルが改善していないことは明らかであります。多くの国民が生活不安や将来不安を抱えたまま暮らしているのです。

国民生活を改善するという使命のもと、平成三十年十一月二十六日に経済財政諮問会議等の合同会議で取りまとめられた消費税率引上げに伴う対応等に関する基本方針では、駆け込み、反動減の平準化、社会保障の充実、低所得者に対する支援策、中小・小規模事業者等への対策などの方針が示されました。しかし、本法案はこれらの方針を満たすものではなく、むしろ、我が国の持続的発展に逆行するおそれがあります。

第一の理由は、この法案の中身が不十分である点です。我が国の発展に資するどころか、逆に悪化させるおそれがあります。

例えば、自動車税については、国税の自動車重量税及び揮発油税を地方へ財源移譲した上で、あわせて年間約五百三十億円の減税を図つた点は評価できますが、問題は、与党が今回の見直しをもつて最終的な結論と位置づけ、今後の道筋を示さなかつた点は大変残念であります。民主党政権時には平年度ベースで自動車重量税を約三千二百億円減税したことと比べると、相対的に規模が小さいと言わざるを得ません。

また、教育資金を一括贈与した場合に非課税措置となる対象が拡大されました。しかし、人口の東京一極集中、特に若者の集中が急速に進んでいる現在、贈与による資金移動は東京への預金集中を加速させ、目先は大丈夫でも、将来的に地方銀行を弱体化させるおそれがあります。

実際に、過去五年間に全国で増加した預金のうち、五八%が東京に集中しているというデータもあります。麻生大臣も二十七日の委員会答弁の中で、地方銀行からの預金流出は間違いないと言いつつおられました。にもかかわらず、政府のこうした懸念に対する具体的対策は地方銀行に丸投げです。

安倍政権は一億総活躍社会を目指すのではなかったのでしょうか。そうであれば、もう少し地方の声に寄り添うべきだと思います。地方銀行の衰退は、地元企業の資金繰りを悪化させ、産業の衰退にもつながりかねません。政府は、こうした連鎖的影響をきちんと分析し、十分な対策をとるべきだと思います。

また、住宅については、賃貸住宅の居住者に対する支援が含まれていません。住宅を購入できる経済力のある人だけが優遇を受け、住宅を賃賃ない若者や賃貸住宅に住まざるを得ない方たちなどが消費増税に伴う家賃引上げの影響に対して何の支援も受けられないのは不公平ではないでしょうか。

政府は、消費税の負担相当分を家賃に転嫁すること自体は適正な行為として、取り合う姿勢を見せていませんが、家賃の一定額を所得控除するなど、手はあるはずですが、先ほど申し述べた基本方針のうち、低所得者に対する支援策はどこへ行つたのでしょうか。

第二の理由は、社会保障の充実に逆行しているということですが、それは、消費税の軽減税率による減収分約一兆円をどのように補填しているかを見れば明らかであります。

この一兆円のうち、約四千億円は、低所得者が医療や介護を受ける際の支出に上限を設けて負担軽減を図るための総合算制度の見送りによるものです。また、約三千億円は、労働者の給与所得控除の縮小とたばこ増税、また、約二千億円は、売上高が一千万円以下の免税事業者に対する課税によるものです。残りの一千億円は、社会保障給付の見直しや低所得者向け給付の簡素化などによって捻出される予定です。

一体、軽減税率は誰のためのものなのでしょうか。低所得者や免税事業者を支援するはずの財源を食い潰し、複雑なルールで現場の混乱を招き、購買力のある人ほど得をする。この軽減税率制度

は、どう考えても社会保障の充実に逆行してしまし、低所得者の支援策として余りに稚拙と言わざるを得ません。

麻生大臣は、二十六日の委員会答弁の中で、増税が、再び腰折れすることに対する恐怖感があったことは事実だったと明確におっしゃっていただけではありませんか。軽減税率は、今回何としても増税を実施するために財政当局が無理やりつけたつけ焼き刃だったのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

安倍総理、この一兆円があれば、本当に苦しんでいる人たちに助けをあげることが出来ます。軽減税率ではなく、こうした人々を支えるために予算を使うべきです。

第三の理由は、この法案が、富裕層を厚遇し、国の助けを待つ人々の声を無視したものだからです。特にこの点について、私たちはどうしても納得することができません。

自民党は、平成二十九年末の税制改正の中で、金融所得課税の見直しを今後の課題として掲げていました。

金融所得課税は株式の配当や譲渡益に課される税金で、その税率は約二〇％となっております。この税率は、一般の給与所得に課される最高税率五％に比べると異常に低く、高所得者ほど所得税の負担割合が少なくなる要因となっております。

しかし、本法案の中では、この金融所得課税には全く触れられていません。昨年からことしにかけて、低所得者ほど負担が重くなる所得税の増税。そしてことしは消費税の増税をする一方で、富裕層への課税強化を見送ることは、どう考えても不公平です。消費税増税を実施するならば、経済的弱者の納税感を得る努力を怠ってはなりません。

それだけではありません。一人親家庭の税負担を軽くする寡婦(寡夫)控除の対象から未婚の一人親が外れている問題についても、今回盛り込まれませんでした。結婚しているか、していないかに

かわらず、親は愛する我が子を育てようと必死です。一刻も早く見直しを行うべきです。以上が、本法案に対する主な理由です。最後に、一言申し上げます。

今回の毎月勤労統計の不正は、国民の信頼を大きく損ねるものでした。そして、毎年の賃金水準改善に取り組んでいる経営者と労働者双方の誠意と努力を踏みにじるものであります。

今回の統計不正ではつきりしたのは、アベノミクスの行き詰まりがよい隠し切れなくなり、賃金伸び率が水増しし、マイナスの実質賃金を隠すために官邸主導で調査方法を昨年一月から変更し、賃金偽装、アベノミクス偽装を行ったということです。

アベノミクスは、日本経済の抱える構造問題にメスを入れることなく、ひたすら痛みどめを打ち続けてきました。その結果、政府の中に過剰なそんなくと不正、隠蔽体質を生み出し、国民からの信頼は失われつつあります。そのような事態を招いた組織の長として猛省し、不正の上につくられた本法案は撤回すべきです。

国民民主党は、これからも、税を納める人の立場に立ち、国民の生活向上を第一に考えながら、今後も政府に対して厳しい監視の目を向けていくと同時に、平成の次にやってくる新たな時代を切り開くための新しい答えを皆様に御提示していくことをお約束し、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(大島理森君) 宮本徹君

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、所得税法改正案に断固反対の討論を行います。(拍手) 本法案に反対する最大の理由は、ことし十月からの消費税増税を強行しようという点にあります。

今国会、これまでの質疑を通じて、この消費税増税はやってはならないことがいよいよはっきりしました。

こんな深刻な消費不況のもとで増税していいのか。家計調査ベースでもGDPベースでも、消費税は、八％増税の打撃を回復するに至っておりません。この指摘に、総理も、家計消費について、水面上に顔を出していないと、増税前を回復していないことを認めました。ならば、消費不況に追い打ちをかける消費税増税など絶対にやってはならないではありませんか。

消費税の最大の問題は、低所得者ほど負担が重い逆進性です。総理も逆進性を認めました。一部税率を八％に据え置いても、今回の増税で逆進性が一層強まることは明らかであります。

政府は、消費増税の際に低所得者対策をとると言います。

しかし、住民税非課税世帯でない低所得者の高齢者世帯には何か対策があるのか。茂木大臣は、大学の学費の軽減や給付型奨学金を挙げました。これが高齢者のみの世帯に恩恵が及ぶ対策なのでしょうか。

年収二百から三百万円の単身の勤労者への対策があるか。茂木大臣は、マンション購入の際の税制措置を挙げました。食費も住居費も切り詰めている、収入の少ない単身勤労者で、一体マンションが購入できる方がどれだけいるんですか。全く支離滅裂な説明ではありませんか。

政府の対策では、逆進性を持つ消費税増税の矛盾は解消しないことは明らかであります。

政府は、住民税非課税世帯への対策はあると言います。しかし、住民税を非課税としている世帯に重い負担となる消費税増税を重ねることは、生計費非課税の原則に真つ向から反しており、富をふやし続ける富裕層、内部留保を積み上げ続ける大企業を優遇している不公平税制こそ改めるべきであります。

総理肝いりの増税対策として、五％ポイント還元が打ち出されました。中小・小規模事業者を支援するためと言います。しかし、キャッシュレス決済を導入すれば、事業者は、手数料も維持費も